

鯉6次産業化プロジェクト業務委託
仕様書

1 業務名

鯉6次産業化プロジェクト業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 業務目的

南東北内水面養殖漁業協同組合と連携し、日本有数の生産量を誇る「郡山の鯉」の地域ブランドを確立し、鯉の認知度向上、販売促進及び消費拡大を図るとともに、地域の伝統である「鯉食文化」を守り、観光資源や地域振興の柱としてその魅力や価値の理解促進を行うことを目的とする。

4 業務内容

（1）鯉食キャンペーン（以下「キャンペーン」という。）の企画及び実施

飲食店や小売店等で鯉料理をはじめとする鯉関連商品の販売促進につながるようなキャンペーンを実施すること。

ア 実施方法

（ア）企画及び実施については提案によるものとする。また、実施方法は提案を基に発注者と協議の上決定する。

（イ）実施期間は連続した60日程度とする。

（ウ）必要に応じたキャンペーン周知用のツール（ポスター、チラシ、キャンペーン応募用紙等）を作成すること。なお、作成にあたっては発注者に事前に相談すること。

（エ）新規店舗の参入に繋がる企画を提案すること。

（オ）キャンペーン期間中に消費者が複数店舗に来店しようと思うような、周遊性のある企画を提案すること。

（カ）キャンペーンの景品や、その他事業（他イベント出展時や出前講座等を想定）での配布を目的としたノベルティを1点以上作製することし、種類、個数、デザイン及び数量は受注者の提案をもとに発注者との協議の上決定すること。

（キ）フォローキャンペーン

キャンペーンについて広く周知するとともに、「鯉に恋する郡山」公式Instagramと連動した企画として、新規フォロワーを獲得する取り組みを提案すること。

イ 実施回数及び時期

回数は1回以上とし、時期について提案すること。

ウ 効果測定及び報告業務

（ア）キャンペーン参加店舗に対してキャンペーン内容やキャンペーン参加による販売数の変化等、今後の鯉食キャンペーン実施の参考となるアンケートを実施すること。アン

ケートの設問等は事前に協議すること。

(イ) 上記(ア)のアンケート結果をもとにキャンペーン実施による販売促進の効果や PR 効果を検証した報告書を作成すること。なお、データ分析方法等は事前に協議すること。

(ウ) 上記(イ)報告書作成後、発注者及びキャンペーン参加店舗に報告書を提出すること。

(2) 「鯉に恋する郡山」ウェブサイト及び SNS を活用した PR 活動

「鯉に恋する郡山」ウェブサイト及び SNS を活用し、鯉の魅力やキャンペーン、イベント等について広く情報発信・広告等を実施する。

ア 実施内容

(ア) 「鯉に恋する郡山」ウェブサイト及び SNS アカунト (Instagram、Facebook) での情報発信、広告等を実施する。

(イ) SNS 発信に必要な素材 (画像、文章等) を作成すること。なお、作成にあたっては発注者に事前に相談すること。

(ウ) 通年で鯉メニューを提供している飲食店の紹介を行うなど、食に関する投稿を行うこと。

(エ) これまでの本プロジェクトで作成した動画 (郡山市公式 Youtube に掲載のもの) を SNS により再度周知する企画を行うこと。なお使用する動画コンテンツについては、提案を基に発注者と協議の上決定する。

(例) リール化して再投稿する、Youtube リンクの再周知など

イ 実施回数及び時期

(ア) キャンペーンに関する情報発信及び広告等は、回数を 10 回以上とし、時期は提案によるものとする。

(イ) 上記 4 - (2) - (ウ) 及び (エ) に関する情報発信は、回数を毎月 2 ～ 3 回程度とするが、キャンペーン期間中は週 2 ～ 3 回程度とし、時期及び内容は提案によるものとする。

ウ 効果検証

リーチ数、閲覧者の属性 (年齢、地域、特性等) 等分析数値等について、その内容を事業終了後の実績報告書にまとめ、提出すること。

エ 「鯉に恋する郡山」ウェブサイトの管理運営

使用する「鯉に恋する郡山」ウェブサイトの管理運営に係るツールの使用料及びドメイン使用料の支払いについても費用に含めること。

(ア) 使用ツール

ウェブサイト : Studio (<https://studio.design/jp>)

ドメイン : お名前ドットコム (<https://www.onamae.com/>)

(イ) 費用

ウェブサイト使用料 : 14,280 円 / 年

ドメイン使用料 : 2,000 円 / 年

(ウ) 支払方法

クレジット払い

オ その他

その他 SNS 等による広告で効果的だと思われるものについては、提案の上限額の範囲内で追加提案することを可能とする。

(3) 企画提案業務

上記(1)～(2)のほか、本業務に価値を付加するもの等、提案上限価格の範囲内で本業務の目的に沿う実施可能な企画を提案することができる。

(4) その他上記業務に付随する業務

ア 発注者との協議及び業務遂行上必要な進行管理・連絡調整業務等、その他本業務の遂行に必要な業務について対応すること。

イ 受注者は上記(1)～(3)各事業の実施状況を報告するための事業実施報告書を提出すること。なお、様式は任意とするが、作成にあたっては、発注者と協議すること。

5 提出書類

受注者は委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を発注者の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 委託業務完了届
- (3) 実績報告書
- (4) その他発注者が必要と認める書類

6 成果品の納品

以下の成果品を納品すること。

No.	成果品	提出数	提出期限
1	鯉食キャンペーン周知ツール	提案を基に協議の上決定した個数及び提出期限	
2	鯉食キャンペーン実施報告書	発注者及びキャンペーン参加店舗に各1部ずつ	協議の上決定した提出期限
3	ノベルティ	提案を基に協議の上決定した個数及び提出期限	

(1) 成果品の提出先

ア 提出場所

郡山市役所本庁舎 1 階 郡山市農商工部農業生産流通課

イ 電子データ

電子データの提出が可能な成果品については、PDF 及び PDF 以外の加工可能な電子データについても提出すること。

なお、納品する電子データの形式については、双方協議の上、決定する。

7 補修

納品物が一定の納品水準に達していないと発注者が判断した場合は、受注者にその補正を求

めることができる。

8 著作権等

納品物の著作権等(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条を含む一切の権利)は発注者に帰属するものとする。

なお、成果物に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は、受注者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとし、著作権関係の紛争が生じた場合は、一切受注者の責任において処理するものとする。

また、成果物の権利において、第三者が保有し、発注者に帰属することができない権利がある場合は、あらかじめ発注者へ報告すること。

9 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 受注者は、業務委託内容の指示と確認、業務の調整を行うために、業務全体を総括的に指揮する業務責任者を選任し、発注者にその氏名を通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。

業務責任者は、委託業務現場における一切の事項を処理するものとする。なお、発注者との連絡についても原則としてこの業務責任者を通して行うものとする。

- (2) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (4) 本業務により得られた成果物及び資料、情報などは、本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (5) 本業務の遂行において必要な取材等に際して、受注者は事前に該当施設や取材者の許可を取り取材を行うこと。また、取材時に撮影した写真等に映り込んだ方への画像の掲載許諾についても受注者において行うものとする。
- (6) 本人の承諾を得ることのできない人物画像については、識別が不可能な程度の修正を行うこと。
- (7) 本業務において受注者が取り扱う個人情報については、発注者の保有する個人情報として、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年郡山市条例第31号)等の適用を受けることに留意し、その適切な管理のために、必要な措置を講じること。
- (8) 受注者等が所有する写真、映像等を使用する場合には、著作権及び肖像権等に注意の上、自らの責任において使用すること。
- (9) 受注者は、本業務の履行に際し、自己の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (10) 受注者は、本業務の履行に当たり、受注者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (11) 事業実施にあたっての個人情報や秘密情報の取扱いが生じる場合は、別途秘密保持契約書を

交わすものとする。

10 協議

本仕様書に定めのないものについては双方協議の上決定する。